

答 申 第 1 2 1 号
令和 2 年 7 月 2 日
(諮問公第139号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった4(2)エ(イ) bの公文書について、改めて開示・不開示の判断をすべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和元年10月20日付けで、「令和1年10月20日に行われたラグビーW杯日本 v s 南アフリカ戦を鹿児島県知事が公務として観戦した経緯が確認できる書類一切（観戦目的、チケットの入手経緯や経路、チケット代などの公費支出など）」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和元年11月20日付けスポ振第71号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）第2条の規定に基づき、令和元年11月25日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

不存在とする公文書の開示を求めるといものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭による意見陳述において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア インターネットの記事（以下単に「記事」という。）で出ているように、令和元年10月20日のワールドカップラグビーの知事観戦に関して、スポーツ振興課で作成し、共有されている公文書があるのに、不存在とするのは明らかな隠蔽であり、許し難いとする。

イ 開示請求に係る公文書として特定された招待状では「招待させていただきます」との文言があるだけで、招待を受け入れ公務として観戦することを決めたのはいつのことなのか、どうして公務としたのかなどは招待状だけで分かるはずがない。この文書だけでは公務とした理由は全く確認できない。

ウ 担当課は、請求者がどのような書類を求めているのか判断に迷う場合は確認するの

が当然であるが、スポーツ振興課は請求者に何の確認もせずに、招待状が届いた時点までの書類と勝手に決めている。

エ 観戦に関して公務として応援することとしていたと弁明書で書いているだけであり、本来どうして公務として応援することとしたのかが確認できる文書があってもいいはずだ。

オ 記事にあるように、南アフリカ対日本の観戦についての公文書があるのなら、請求趣旨に照らせば、経緯を確認できる書類そのものであり、当然開示対象で公開すべき文書であることは明らかである。

カ この文書では、「チケットは特別顧問の紹介で手配」とあり、招待されたとの文言はなく、チケットの手配に関し、特別顧問が紹介する経緯が分かる文書、顧問とのやりとりを残した文書があつてしかるべきだと考える。

キ 今回、スポーツ振興課が行った恣意的な運用は、条例目的をないがしろにする言語道断の卑劣な行為である。条例違反は明らかで、情報公開審査会として担当課を強く指導することを求める。

ク 記事に出ているように、他に文書が無いのか是非調べていただきたい。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書

南アフリカ代表チームが、鹿児島市で事前合宿を実施し、知事を表敬した際に応援の依頼があったことから、そのお礼と同国との交流強化を図る観点から、応援することとしていた。10月11日に、本県の地方創生担当の特別顧問の紹介で、ラグビーワールドカップのオフィシャルスポンサー企業（以下単に「企業」という。）から、事前合宿地の代表である鹿児島県知事を正式に招待するとして、チケットが同封された招待状が届き、公務として観戦に至った。公務として観戦した経緯が確認できる書類は、招待状が届いた時点までと認識し、同企業が知事を招待するに至った経緯や趣旨などが記載されている当該招待状を開示したところである。

(2) 一部開示決定の理由

ア 企業の代表取締役社長 グループCEOの署名（以下単に「署名」という。）は、法人の内部管理に関する情報であり、公にすることによって当該法人等の権利、その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから不開示であり、同号ただし書きにも該当しない。

イ 署名は、公にすることによって悪用されるなど犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため不開示である。

(3) 文書の特定について

ア 南アフリカ代表チームが、鹿児島市で事前合宿を実施し、知事を表敬した際に応援の依頼があったことから、そのお礼と同国との交流強化を図る観点から、応援することとしていた。10月11日に、本県の地方創生担当の特別顧問の紹介で、企業から、事前合宿地の代表である鹿児島県知事を正式に招待するとして、チケットが同封された招待状が届き、公務として観戦に至った。

イ 公務として観戦した経緯が確認できる書類は、招待状が届いた時点までと認識し、同企業が知事を招待するに至った経緯や趣旨などが記載されている当該招待状を開示したところである。公文書として認識している書類は招待状以外にはない。

ウ 記事に掲載されている文書については、招待状が届いた後に、招待状の内容やインターネットで確認できる情報をもとに、担当者が自己の便宜のために、職務時間内に作成したものである。課長の了承を得た上で、知事随行秘書官に備忘用の資料として手交したもので、知事の説明用として利用されておらず、秘書官も保有していないことから、組織的に用いられたものではないと認識している。また、担当者のパソコン上においてのみ作成・保存され、個人の判断で破棄できる状態である。共有フォルダへの保存もされておらず、課としては保有していないため、公文書には該当しない。

(4) その他

ア 請求人の求める「公務として観戦した経緯が確認できる書類」については、招待状が届いた時点までと認識し、企業が知事を招待するに至った経緯や趣旨などが記載されている招待状を開示したところであり、特に判断に迷うことはなかった。

イ 招待状の文面の中で、観戦目的、チケットの入手経緯や経路、チケット代に係る公費支出がなかったことが確認できるものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和元年12月26日	諮問公第139号に係る諮問を受けた。
令和2年2月7日	実施機関から弁明書の写しを受理した。
2月20日	実施機関から反論書の写しを受理した。
3月25日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)

4月13日	審査請求人から口頭意見陳述申出書を受理した。
4月23日	口頭意見陳述を行った。
5月1日	事務局職員による公文書の調査を行った。
5月20日	諮問の審議を行った。
6月24日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

本件処分に係る対象文書として実施機関が特定したのは、上記3(1)のとおりである。

実施機関は上記3(2)のとおり、条例第7条第2号及び第4号に該当するとして一部開示としたとしている。

審査請求人は上記2(2)のとおり、不存在とする公文書の開示を求めており、上記2(3)ア及びオのとおり、記事に掲載されている文書を開示すべきであることを主張するとともに、上記2(3)エ、カ、クのとおり、他にも対象として特定すべき公文書があったとしかるべきであり、審査会において調査することを求めている。

そのため、まず、当審査会において調査を行い、公文書の有無について確認した上で、記事に掲載されている文書について、条例第2条第2項該当性及び対象文書の特定の妥当性について検討する。

イ 請求内容に対応する公文書の有無について

審査請求人の請求内容に対応する公文書について、当審査会事務局職員をして、実施機関の関係する執務室及び担当職員のパソコン内を調査させたところ、記事に掲載されている文書が担当職員のパソコン内に電磁的記録として保存されていた以外に該当しうる公文書は存在しなかった。

ウ 記事に掲載されている文書の条例第2条第2項該当性について

(ア) 条例第2条第2項

条例第2条第2項において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとされている。

ここで「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用、保管又は保存されている状態のものを意味するものである。

したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研鑽のための研究資料、備忘録等）、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階に留まるもの（決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等。なお、担当職員が原案の検討

過程で作成する文書であっても、組織において業務上必要なものとして保管又は保存されているものは除く。)などは、組織的に用いるものには該当しない。

また、作成又は取得された文書が、どのような状態にあれば組織的に用いるものといえるかについては、①文書の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該実施機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）、②当該文書の利用の状況（業務上必要として他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、③保管、保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の場所で保管又は保存されているものであるかどうか）などを総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなるとされている。

(イ) 公文書該当性

実施機関の説明によると、記事に掲載されている文書について、①作成の状況については、招待状が届いた後に、招待状の内容やインターネットで確認できる情報をもとに、担当者が自己の便宜のために、職務時間内に作成したものであり、②利用の状況については、課長の了承を得た上で、知事随行秘書官に備忘用の資料として手交したもので、知事の説明用としては利用されておらず、秘書官も保有していないものであり、③保管又は保存の状況については、担当者のパソコン上においてのみ作成・保存され、個人の判断で破棄できる状態であり、共有フォルダへの保存もされていないとのことである。

以上の点を総合的に判断すると、担当者個人の便宜のために作成したと考えているものであっても、担当者が職務上作成したものであり、一定の報告書の体裁及び内容を備えており、課長に報告し了承を得た上で、他の部署の職員である知事随行秘書官に手交していることから、専ら担当者個人の手許でのみ利用、保管されているとはいえず、担当者の個人的支配の域を超えて、組織的に利用されていると認められる。保管についても、紙面では残されていないものの、担当者の業務用パソコン上に電磁的記録として保存されている。この電磁的記録は共有フォルダへの保存はされておらず、担当者が自己の判断で破棄できる状態であったとしても、組織的に利用した文書の電磁的記録が破棄されずパソコン上に残っている場合は、事実上支配しており、保有しているものと認められる。

よって、条例第2条第2項に規定する公文書に該当する。

エ 本件対象文書の特定の妥当性について

(ア) 招待状について

今回、対象公文書として特定し開示した招待状には、チケットの入手経緯や経路が記載されていると認められ、「知事が公務として観戦した経緯が確認できる書類一切（観戦目的、チケットの入手経緯や経路、チケット代などの公費支出など）」にあたるため、招待状を対象公文書として特定し開示した。

その際、署名を、条例第7条第2号及び第4号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(イ) 記事に掲載されている「スポーツ振興課」と付された2つの文書について

a 「ラグビーワールドカップ2019日本大会におけるスポーツホスピタリティについて」と題する文書について

インターネットで確認できる情報をもとにチケットの詳細や試合会場の位置等について書いてあるものであり、開示を請求された「知事が公務として観戦した経緯が確認できる書類一切（観戦目的、チケットの入手経緯や経路、チケット代などの公費支出など）」にはあたらない。

b 「ラグビーワールドカップ2019準々決勝戦 南アフリカ v s 日本の観戦について」と題する文書について

この文書の中には、「チケットの入手経緯や経路」にあたると認められる記述が確認される。

c bの文書については、対象文書として特定し、改めて開示・不開示の判断をすべきである。

オ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。